

# 梁啓超の「中等社会」論における賢人政治思想

—— 民権論の新たな発展の一環として ——

## The Thought of *Wisdom Politics* in Liang Qichao's Theory of Middle Class

—— As part of the new development of the theory of Civil Rights ——

于 海 英\*

YU Haiying

(要旨)

本稿では、梁啓超の「民」に対する捉え方を手がかりに、いままであまり体系的に検討されてこなかった梁啓超の「中等社会論」に焦点を絞り、「中等社会」という階層が近代中国の歴史において、果たしてどのような役割を果たしたのか、梁の「中等社会」論の実質は何なのかを明らかにすることを課題とする。

梁啓超は1902年に「中等社会」という概念を提出して以来、自ら中等社会の一員として、中国の歴史発展の推進力を中等社会に求め、中等社会の役割を期待するようになった。中国人民が立憲政治を實行しうる能力がないことを論点として、梁啓超は1906年開明専制を主張し、その後、国会速開と責任内閣を要求する立憲運動が高揚すると、開明専制論を撤回し国会速開論へと転換した。ところが、中華民国成立後、梁は再び開明専制の実施を提唱し、中等社会（中堅階級）が多数の国民を率いることによって、賢人政治を行うべきだと強調した。

本稿の論点は、具体的に次の3点に要約される。第一に、梁啓超は、中国の人民一般が立憲政治を實行する能力がないが故に、中等社会に期待せざるをえない。たとえ中国の中等社会の実態を楽観的に考えることはできないとしても、一般の国民に比べれば遥かに上流にあるという考え方を示した。第二に、中等社会が果たす役割は、まとめてみれば「政府を監督し、国民を導く」ことである。第三に、梁啓超は一般の中国人民を政治の客体とし、中等社会を政治の主体として位置づけた。このような梁の考え方から、彼の治国理念（開明専制）は儒家の「賢人政治」であることが窺える。

### はじめに

周知のように、早くも戊戌変法期において、梁啓超は民権と民智を結びつけて、民権を興すために、民智を開くことを急務であると主張した。1898年の戊戌変法の失敗により日本へ亡命し、まもなく『清議報』を創刊した梁啓超は、引き続き変法論を鼓吹し、また

光緒帝擁護、西太后非難の論陣を張るとともに、民権の唱道に力を入れた。1901年12月、『清議報』が火事で停刊したため、梁はそれに区切りをつけて、1902年2月に新しい構想の下に『新民叢報』を創刊した。その中で『新民叢報』に掲載された一連の論説である『新民説』は、その新知識と斬新さで、絶大な影響力を起こした。しかし、『新民説』<sup>1</sup>

\* 中国江蘇師範大学外国語学院 (School of Foreign Languages, Jiangsu Normal University of China)

山口大学大学院東アジア研究科アジア比較文化コース (Asian Comparative Culture Course, The Graduate School of East Asian Studies, Yamaguchi University)

の論調は必ずしも一貫せず、第十八節「論私徳」を境に、大きく変わった。それ以降、梁啓超は中国人民全体の改鑄を図る新民の路線をあきらめ、中国の前途を中等社会の活躍に託すようになった。

アメリカ遊歴（1903年2月－12月）の前、梁啓超は民各々が「自新」することによって、新制度、新政府、また新国家が作れると信じていた。しかし、アメリカ訪問後、新民全体の養成は困難であると判断し、呼びかける対象を中国人全体から「中等社会」へと縮小し、「開明専制」を唱えるようになった。梁はかつて民智の向上を、立憲政治を実行する先決条件としている<sup>2</sup>。このような考え方は、アメリカ視察によって、いっそう固められるようになった。アメリカ視察をきっかけにして、それまで立憲を強く主張し、共和政体を目指してきた梁は、「私はアメリカから来て、ロシアの夢を見る」<sup>3</sup>と述べ、共和の主張を放棄し、専制に傾いたことを自ら宣言し、更に、1906年『開明専制論』を著し、開明の君主が専制的な統治を行うことによって、国民を統合しようと構想した。その後、1906年9月、「予備立憲の上諭」の発布と立憲運動の高揚に伴って、梁は開明専制論を撤回して、国会速開論に転換した。ところが、辛亥革命後、中華民国成立初期において、表面的には共和制に賛成しながら、實際上梁は再び開明専制の実施を提唱するようになった。

1902年から、梁啓超は「中等社会」<sup>4</sup>という概念を提起し始め、一般国民に対する指導の役割を中等社会に求めて、改革事業の主導である中等社会の力に期待するようになっていく。その後、中国の一般国民が立憲政治を実行する能力がないことを主要な論拠として、梁は当面立憲制への過渡期として、開明専制を実行すべきであると主張するとともに、政府に開明専制を勧告するのが言論家（中等社

会の一員）としての責任であると強調した。1907年から1910年にかけて、国会速開運動が大いに展開されるなか、さらに1911年の辛亥革命後も、梁は中国の民主改革の希望を「中等社会」に求めている。

本稿では、梁の言う「中等社会」が近代中国の国家形成過程において、果たしてどのような役割を果たしたのか、その実質は何なのか、また、梁の「民」に対する捉え方はどうなのか、といった問題に焦点を当てて、梁啓超の「中等社会」論をめぐる、若干の考察を試みたい。

## 一、思想をもつ「中等社会」とは

かつて1899年10月に、梁啓超は「論近世国民競争之大勢及前途」という文章で、「国民という表現は、国が人民の公産であると見なす言い方である。国は民を積みてなる、民の外に、国はない。一国の民が一国の法を定め、一国の事を謀り、一国の患いを防ぐ。その民は侮られることなく、その国は亡びることもない、これを国民という」<sup>5</sup>と述べた。この定義から見れば、梁のいう国民という概念が国家と密接な関係を有していることは明白である。つまり国民と国家はメダルのように、表裏一体の関係にある。その後、梁啓超は奴隷根性を脱皮する国民の創出と、国民の国家思想の養成に取り組んでいる。梁啓超は『新民説』の前半に、国民の持つべき公德、進取、自由、自治、自尊、合群などの素質を論じ、中国人を近代国家の国民へと改造することを目指している。梁啓超によれば、弱肉強食、優勝劣敗の時代において、国民の資格を欠くならば、決して天地の間に自立することができない、故に制度、政府、国家を新たにするよりも、民を新たにすることが根本である。

『新民説』前半の梁は「新民」への期待が高かったが、しかし1903年(2-12月)の渡米で、自分の目で観察した結果、その期待とは全く裏腹に、中国人の欠点ばかり感じさせられた。この渡航を記した記録である『新大陸遊記』の中で、例えば旧金山では中国人の性質を観察し、その感想を次のように書いている。「中国人の欠点として、第一に、族民の資格があつて市民の資格はない。それゆゑ中国では「族制の自治」しか発達することができない。第二に、村落の思想があつても国家思想がない。第三に、専制を受けることができるだけで自由を享受することはできない。第四、高尚な目的がない<sup>6</sup>」。梁はこの観察によって、旧金山の華人社会を通して中国人社会の縮図を見出すとともに、中国の国民性の改造が困難であることを指摘し、とりわけ中国人は専制を受けることができるのみで、自由を享受することができないと強調した。

1903年12月、日本に戻った梁啓超は第18節「論私徳」<sup>7</sup>を書くことによって、『新民説』の執筆を再開し、「少数国民の中の最も少数者」に目を向けるようになった。彼は「私の論著には、大多数の書を読まず、字を識らない人々に語つても、分かつてもらえる者はなく、少数の、旧書を読み、旧字を識る人々に語つても、聞いてもらえる者もない。そうになると、私の忠告の及びうところは、少数国民の中の最も少数者に限らざるをえない。ただ、私はこの極めて少数の者が将来大きな勢力を持ち、ほかの大多数の者を左右するようになるだろうと信じている」<sup>8</sup>と述べている。それでは「少数国民の中の最も少数者」とはいかなるものであるか。梁は『新民説』第十九節「論政治能力」において、「今日中国を語るものは、むしろ国民の能力を養成することを急ぐべきである。しかしながら、国民は養成の客体であり、而してそれには必ず(国

民の能力)を養成することのできる主体がいる。そうしないなら、漫然として「これを養成せよ、これを養成せよ」と言つても、その方法がない。主体はどこにあるのか。有力な当局にあるのではなく、大多数の小民にあるのではなく、思想をもつ中等社会にあるのである。これは国を挙げて認めるところで、贅言するまでもない。国民に能力がないのは、実際には中等社会に能力がないからである。従つて、……もし我々に能力があれば、国民にも能力があり、もし国民に能力があれば、国家にも能力をもつようになるからである。故に政治能力を養成するには、必ず我々自身から始めなければならない<sup>9</sup>と説明している。以上の引用から見られるように、梁は国民の能力の養成を急ぐべきだが、「中等社会」そのものの能力の養成が先ずなされなければならないと考え、一般国民に対する「中等社会」のリーダーシップを強調したのである。一般の国民は、政治的に無能力であるゆゑ、梁は現状打開の推進力を「中等社会」に求めて、自らを「中等社会」の一員として、一般国民を指導する使命感を自覚するようになった。

「中等社会」とは何の基準によって定められたかについて、梁啓超は明確な概念規定を与えていなかったが、「中等社会」の構成に関しては、若干の説明を行っている。梁は「新民説一論私徳」以前の「雅典小史」(1902年10月)において、既に中等社会という概念を提起している。この文章の中で、各国改革の事業を主導するのは常に中等社会であり、中等社会こそ一国進歩の鍵であると述べ、また、この中等社会は「まだ発達していない官吏、まだ官吏になっていない学者、ますます豊かになった商人(中等社会者、宦而未達者、学而未仕者、商而致小康者)」<sup>10</sup>のことであると説明している。それのみならず、梁啓超は「中国

将来の主人<sup>11</sup>である留学生諸君や「政府を監督し、国民を導く」<sup>12</sup>役割を果たす言論人を中等社会の重要な構成員と考え、書局や報館は中等社会の重要な活動空間であると認識した。1902年以降、留日学界と国内学界において、学生は「中等社会」の重要な一員として認識されるようになった。『教育界風潮』の中には、中等社会について、「今日において、国を救おうと欲するならば、中等社会において他はない。学生社会は国家と重大な関係を有し、学生社会を一日も速く立てなければ、中国には希望がない」<sup>13</sup>と記してある。この時の留日学界は相次いで同郷会の雑誌を刊行し、中等社会の役割を論じるだけではなく、中等社会そのものについて説明した。その中で、とりわけ楊篤生<sup>14</sup>は「新湖南」という文章の中で、湖南の中等社会の使命に関して、「下等社会と提携することによって上等社会を矯正し、上等社会を破壊することによって、下等社会を庇護し育てる（提携下等社会以矯正上等社会、破壊上等社会以卵翼下等社会）」<sup>15</sup>と説明すると同時に、中等社会の構成員に関して、「諸君の中等社会における位置には、自ら士の類に居るものは大部分であり（唯自居士類者成一大部分）、商と士の間に出入りするものは附属であり（而出入于商与士之間者附属焉）、様々な技術、技芸者と士の間に出入りするものは附属である（而出入于方術技撃与士類之間者附属焉）」<sup>16</sup>、と説明している。楊篤生は湖南一省の状況のみ述べたものの、「中等社会」という概念に対する説明は典型的である。楊の説明と梁の説明（中等社会者、宦而未達者、学而未仕者、商而致小康者）をあわせて考えると、中等社会はもはや純粋な士大夫層ではなく、新しい型の知識階層のみならず、商人と様々な自由職業者を含む複雑な実体になる。陳旭麓の分析によると、清末の上等社会とは、既得利益を持っている統治集団のこ

とを指し、政府の大吏、州県の官吏、駐外公使または大学者などがその構成員である。一方、下等社会とは、主に農工業に携わる労働者のことを指す<sup>17</sup>。ここに、我々は中等社会と伝統的な士紳社会との間における一つの相違点を認めることができる。即ち、中等社会における士人は既にその既得利益を得ている体制内の士大夫から分化した者である。中等社会の一部分は梁啓超のような、体制外から輿論の力によって地位を築いた新式の士大夫であり、残りの一部分は楊篤生のような新学教育を受けた知識分子である。また、ここで一つ留意しておきたいことは、中等社会の複雑性である。その複雑性は、単なる構成上における新旧交替性を表すだけではなく、その政治傾向について、革命と改良とに二分することができる。革命に傾く中等社会はともかくして、梁啓超をはじめとする改良派の中等社会は暴力革命を否定し、革命によらずに漸進的な改革によって中国を救おうとすることが明らかであろう。

中等社会という概念を提起する前に、梁が論じてきたのは、中国人の欠乏した、是非とも養成しなければならない資質や能力であった。そのような資質や能力を備えた新民があれば、国を救い、国を新たにすることができるはずであった。つまり梁はそれまでずっと中国人民全体を改造の対象としたが、しかし、『新民説』 - 「論私徳」以降、その働きかけの対象を中国人全体から「中等社会」へと転換し、中等社会の指導の役割を期待するようになった。中国人民が立憲政治を実行しうる能力がないことは、梁の『新民説』以来の論点である。その後、梁啓超は1906年「開明専制」を主張し、革命派の『民報』の間で激しい論争を展開し、下からの新民養成の路線を放棄し、国家の人民への統合力を重視するとともに、中等社会の役割を重視するよう

になった。

「中等社会」という概念は梁啓超だけではなく、1903年ころの留日学界においても使われて、近代中国の社会層を認知するにあたって、最も多く用いられた。当時の留日学界は、中国の社会層を上等社会、中等社会、下等社会に分けて認知した。桑兵氏は、梁啓超を含む留日学界は明治日本の思想界を媒介にして、この概念を受容したのであると推測した<sup>18</sup>。また、磯部敦氏の考察によれば、近代日本における中等社会の史的展開は、その出発点としては、福沢諭吉の「ミツヅルカラッス」(middle class)論から始まり、明治十年代に入って、社会層の区分に関して不分明さがあるものの、広く上等社会や中等社会という言葉が流行したという<sup>19</sup>。明治日本の思想界がいか「中等社会」という概念を理解し使用したかという史的展開、また中国の知識人はどのように「中等社会」という概念を明治日本の思想界を通じて受容したのか、というルート解明の問題は本論の考察の重点ではないので、ここで詳しく扱わない。ただ、筆者の管見の限り、梁啓超の言う「中等社会」は福沢諭吉の「ミツヅルカラッス」論と何らかのつながりがあると思われる<sup>20</sup>。福沢諭吉は『学問のすゝめ』の第五編で「ミツヅルカラッス」に言及し、『文明論之概略』においても再び「ミツヅルカラッス」論を展開する。その論旨は、第一に、「ミツヅルカラッス」というものは、「智力」を有することを前提していること、第二に、「ミツヅルカラッス」は智力を持つほかに、商工業に携わることによって、経済的にも独立性をもつこと、第三に、福沢諭吉はここでみずから「此国に在ては中人以上の地位にあるもの」と自己規定していること、第四に、「ミツヅルカラッス」の淵源は西洋の中世の市民<sup>21</sup>に求められたこと、などであった。いずれにせ

よ、福沢であろうと、梁啓超であろうと、自国の中等社会(学者、商工業者)は貧弱ながらも今の国事に用いて差し支えなく、仮に差し支えがあるにしても、彼らを除いて政府の専制に抗するものは見当たらない、というのが彼ら二人の落ち着く先であろう。自国の現状に不満ではあるが、ともかくも中等社会を現状打破の推進力として評価し、彼らの活躍に前途を託すほかないというわけである。

## 二、「開明専制論」における中等社会への期待

### 1、中国の専制体制に対する認識

梁啓超は1902年「中国専制政治進化史論」において、中国の専制国家体制の発展を社会進化論に依拠して整理し、中国が社会進化の過程において、必ずしも一貫して西洋に遅れたとは限らないという考え方を示した。中国は秦漢の際に早くも専制段階に達したのに対して、西洋は長い貴族政体をくぐってようやく専制政体に達した。つまり貴族政体から専制政体への進化については、中国のほうが西洋よりも千年以上先に進んでいると主張している。問題なのは、「中国における「封建」(貴族)の消滅は西洋より先で、早く専制政体に達したのに、なぜ却って西洋のほうが先に専制政体を脱却したのか<sup>22</sup>」ということである。梁啓超はこの問題に答えるために、その原因を中国と西洋の専制の質的相異に求めた。彼は次のように説明している。「遅れて専制段階に到達した西洋は、貴族体制の遺産を引きずっており、それに教会の権力も加わり、中国に比べれば遥かに狭い政治空間で多様な権力が重層的に存在した。このような専制体制は民衆の自由を認めない苛酷なものであったため、耐えかねた民衆は専制君主と貴族を一挙に打倒した。それとは対照的に、広大な空

間で一握りの官僚機構によって統治する中国の専制体制は、あたかも目の粗い網をかぶせたようなもので、中国の民衆は専制体制のもとで、多くの場合「無限の自由」、梁啓超自身の言葉で言えば、「野蛮」の自由を享受することができる。こうなると、専制体制を打倒するよりも、むしろ科挙に合格して専制体制の一員になることを有利と見なす志向が民衆の間に広がり、その結果個々の王朝は倒れても専制政体そのものは持続することになった<sup>23</sup>。つまり梁啓超は、中国の君主専制体制は温和で自由に満ちあふれている「間接の専制」であり、「無形の専制」である<sup>24</sup>と主張している。

このように、梁啓超は二千年以上に及ぶ中国の君主専制体制の長期的持続の秘密を指摘しながらも、「論専制政体有百害于君主而無一利」（1902年）において、「専制体制は現在の世界では生き残れないのも理の必然<sup>25</sup>と説き、専制政体を否定する見解を示した。梁啓超はこの文章で、数千年来の中国の歴史を見ると、十種の禍がある。即ち、貴族の専政、女性の権力乱用、嫡子庶子の帝位争奪、後継者問題（統絶擁立）、一族の領地換え（宗藩移国）、権臣の篡弒、軍人の跋扈、外戚の横暴、小人の搾取、宦官の越権などであると言い、また、これらの弊害はいずれも専制政体ということに起因する。君主専制の毒はその人民を害するだけではなく、君主をも害するものである。国民は専制政体を大衆の敵と見るべきであり、故に専制政体の崩潰は理の必然である<sup>26</sup>と述べている。ただ、梁啓超の面白いところは、この文章において、彼は専制政体と君主を分けて考えたことである。梁の理解によれば、専制政体と君主はそれぞれ別のものであり、その性質も範囲も違っているので混同してはいけな。国民は専制政体を大衆の公敵と見なすべきであうと同時に、君

主も専制政体を自分の私的な讐と見なすべきである。

また、前節で指摘したように、梁啓超はアメリカ遊歴中、旧金山の華人を観察し、幾つかの欠点を挙げたが、その中でとりわけ「今日中国の国民は専制を受けることができるだけで、自由を享受することができない<sup>27</sup>と指摘した。なぜ梁啓超はこのように認識したのかといえば、彼にとって、中国において、自由、民権の発展を阻害しているものは、まさに自由の過剰（梁の言う無限の自由、野蛮の自由）自体に他ならない、ということである。このように梁の「中国専制政治進化史論」における「専制体制」下の民に対する理解は、旧金山華人社会の評価につながるようになった。中国にはやはり民主政治は無理だと確信した梁は、ここから「底辺からの新民養成の政策に代えて権力の側からの改造、革新の道を論じる<sup>28</sup>という「開明専制」の議論を進めていくことになった。つまり、強力なリーダーシップによる「専制」的な統治こそが、もっとも有効な方法であると梁は信じるようになった。

しかし、当時中国の知識人の間では、政体の類型としての「専制」は、「立憲」に対するものとして、総じて否定的な意味合いを持つ概念であり、専制政体である以上、「開明」という性質を持つことはありえない、という認識が普通であった<sup>29</sup>。それまでには長く中国の専制体制を否定していたにもかかわらず、この時点では逆に「開明専制」を主張するようになった梁の、このような変化は思想の後退と言われることも免れない。ただ梁が「開明専制」を唱えた、より根本的な理由は、彼が「中国専制政治進化史論」において既に指摘したように、当時における中国の体制の根本的な問題点を、「専制」であるということよりも、むしろ厳密に言えば、それが専制

ですらない（中国の君主専制体制は温和な、自由に満ちている「間接の専制」）ことにあると見ていた点である。こうして梁啓超は中国国民がなお後進的という状況を自覚し、いかに近代的国民を生み出すかについて、新たな道を求めるようになった。

## 2、開明専制論について

梁啓超が求めている新たな道というのは、「開明専制」の道である。「開明専制」とはその名からわかるように、開明の君主が専制的な統治を行うことによって、国民を統合しようとする構想である。「開明専制」<sup>30</sup>という語について、『開明専制論』の冒頭にある梁のコメントによれば、この論文を執筆する動機は、『民報』の第一号に掲載された陳天華の「論中国宜改創民主政体」における「欲救中国必用開明専制」という言葉に触発されて、近年来懐抱する意見を述べたものである<sup>31</sup>。また、梁自身が蔣観雲への書簡で「私の所謂「開明専制」は、実は寛克彦<sup>32</sup>を祖述したものであり、立憲の過渡期、民選議院未成立の時代を言ったに過ぎない。日本の太政官時代の政体、それが即ち弟が言う開明専制である」<sup>33</sup>と表明している。

『開明専制』（『新民叢報』73-75号、77号、1906年1月25日-3月25日）が発表されたのは、清政府を打倒し、共和制の実現を目指す革命運動が、中国同盟会（1905年8月成立）の形成をきっかけに、新たな段階に入っていた頃である。他方で、清朝の内部では、日露戦争における日本の勝利に刺激を受け、五大臣の憲政考察（1905年12月-1906年7月）が行われるなど、立憲政体への関心が高まりつつあった。にもかかわらず、現時点で、国民の政治能力が不足し、君主立憲すらも実現することは不可能で、ただ開明専制を実行してゆくしかない。このように考えて、梁は「開明専

制」を主張するようになったのである。

今日の中国においては、開明専制を行うべきであり、共和立憲制は絶対に実行できないと梁啓超は断言した。その理由はどこにあるかといえば、今日の中国国民はまだ議會政治を行う能力がない、共和国民としての能力を備えていないということにある<sup>34</sup>。梁啓超はここで中国人民がなお民智の未発達という現状を自覚し、そうした状況の中でいかに近代国民国家を確立するかを考える際、まず開明専制を行い、その地ならしを行うべきだと主張した。また梁啓超によれば、もし、共和立憲を強行するならば、国内に混乱が起きることは確実である。なぜなら、「我国の歴史を窺うと、一革命軍の挙兵は、多くの革命軍の挙兵を誘発し、それらのうちで、一致した行動を取ろうとすることは不可能である。なおかつ、革命というのは、平素秩序ある民の場合でも、思わぬ混乱を生じうるのに、まして秩序なく能力もない民が行えば、その危険はなおさら大きくなる。このような内部の混乱は、必然的に列強の干渉を招くことになる」<sup>35</sup>。この予想される混乱を避けるために、一定の段階を経て、民を秩序ある国民へと改造することが必要である。梁のいう一定の段階とは、専制—開明専制—君主立憲—共和立憲で、この時点において可能であると考えられたのは、開明専制から君主立憲に至る段階である。つまり、立憲制への過渡期として開明専制を実行し、次第に近代国民国家としての実力を養成し、立憲制へと国家全体を方向付けるというのである<sup>36</sup>。

しかし、中国において、いかにすれば開明専制は実現できるかという問題について、『開明専制論』における梁啓超の議論は十分とは言えず、ただ「立憲」の準備段階としての「開明専制」の必要性を論じ、それをいかに実現するかについては、政府に開明専制を

勧告するという方法を挙げるのみである<sup>37</sup>。なぜ政府に開明専制を勧告すべきか。梁は「私は既に共和立憲は実行できないと確信している。もし実行すれば、国は亡びる。君主立憲もまだ急に実行できないと信じている。たとえ実行したとしても、その弊害は利よりも大きく、ただ憲政の神聖を冒瀆するのみである。従って、今日の計をなすには、開明専制を除いてほかに方法はない。……革命という事業も亦旦夕にはできないし、……立憲を行おうとしてできず、革命を行おうとしてできない時、一国の主権はなお行動する必要があるのであろうか。若し行動する必要があるのであれば、政府の姿はなんとでも必ず専制から出なければならぬ。……全ての部分が開明であればもとより良いことになるが、たとえ全てではなく、ただ一部分のみが開明であれば、……その影響力は今日の中国の前途に対して固より大きい。私が主張するのは、まさにここである。……政府が開明であろうとするかどうかは別の問題である……開明専制を現政府に勧告することこそ今日唯一無二の法門である」<sup>38</sup>と主張している。梁啓超はここで、政府が自分の開明専制の勧告を受け入れるかどうかはともかくして、政府に開明専制を勧告するのが言論家としての責任だと強調したのである。

梁啓超は『開明専制論』において、人民に対する国家の統合力、指導性を重視するとともに、中等社会の果たす役割にも期待している。「中等社会」という階層は開明専制の体制においてどういう役割を果たすべきか。「一国において、中流以上の学識をもち、言論人としての自覚を持つ人は、このような重要な時期に、皆影響力がある。具体的に言うと、自ら社会を指導することを天職だと認める者は、社会を指導する方針の良し悪しに責任を負わなければならない。更に言うと、一

国の興亡に関して、この人々にその功罪を科さなければならない。今後の中国において、社会を指導する大任は自ら当世の賢豪にあるべきである。……」<sup>39</sup>と梁啓超が述べているように、彼は言論によって大多数の国民を指導しうる言論家の役割を強く意識し、言論家のような「中等社会」を持つ指導性に期待したのである。梁啓超はかつて「敬告我同業諸君」(1902年10月)においても、中国の一線の光として、学生、書局、報館というのは益々多くなることだと述べ、さらに報館の天職は、政府を監督すること、国民を導くことだと強調した。つまり、「政府を監督し、国民を導く」というのは、まさに「中等社会」が果たすべき役割であったのである。

### 三、国会速開論と人民程度説

#### 1、なぜ開明専制論と人民程度不足説を撤回するのか

梁啓超はこれまで、民智を開くことの重要性を強調し、人民の程度を向上させ、国民として十分な資格を取ったところで国会を開く、と主張している。その代表的なものは、彼の「開明専制論」<sup>40</sup>である。梁によれば、人民の程度は、君主立憲制を行うにはまだ合格とは言えず、開明専制下の訓練を受けなければならない。しかし、その後、1906年9月「予備立憲の上論」の発布と立憲運動の高揚に伴って、梁は開明専制論を撤回して、人民の程度の不足を問題視せず、国会速開論に転換した。梁啓超はなぜ人民の程度を問題視しなくなったのか、以下に検討してみたい。

1906年9月の「予備立憲の上論」の発布とそれに伴う立憲運動の高まりという情勢の中で、立憲運動を推進するために、梁啓超は積極的に立憲団体と立憲政党について議論し、その設立を計画した。先ず梁は康有為に海外の保皇会団体を「帝国憲政会」と改組するよ



う提議した。それと同時に、彼は在日の楊度、蔣観雲、徐佛蘇、熊希齡などと連携し、また江浙の張謇、鄭孝胥、湯寿潜などと連絡し、国内で政党を組織しようとした。結局意見が合わずに、1916年12月16日、張謇、鄭孝胥などは上海で予備立憲公会を設立し、楊度は1907年2月、東京で自ら「政俗調査会」（後に「憲政講習会」「憲政公会」と改称）を組織した。梁啓超は蔣観雲、徐佛蘇等と1907年10月に「政聞社」を設立した。政聞社が正式に設立された後、梁はすぐに多くの社員を派遣し国内各地に活動を展開させた。この時の政聞社の最大の目標は速やかに国会を開くことであった。

梁は「政聞社宣言書」（1907年10月7日、『政論』第1号）において、清末中国の現実を救済する方途は、政府を改造するのみと説き、政府改造の責任は国民が負うべきであると強調した。また、近年、立憲論が大いに唱えられ、清朝側においても、専制政体が今日の国家形態として不適当とみて予備立憲の上諭を下すに至ったのであるが、国民側には未だ専制反対の意思表示が見られない。それは国民が専制政体を黙認し支持しているからではなく、ただ、国民輿論の意思表示機関となるべき「団体」が欠如しているからであると指摘し、政聞社成立の必要性を説明した。さらに、どのように政府を改造し専制政体に反対するかについて、政府を改造し専制政体に反対するとは、要するに立憲政治実現の要求であるが、立憲政治とは国民政治の意味であるから、政治の原動力である国民に対して、政治を軽視せず常に政治を自己の責任と考えること、政治の適否を判断する常識を持つこと、政治の能力を養うこと、即ち政治的関心と常識と能力の三要素がその資格として要求されるが、唯一、政治団体がこの目的達成のための指導を行う責務を有する。中国国民

は長く専制政治の支配に置かれたため、政治に対して無知無関心で、政府が予備立憲を唱えても、国民の大多数は立憲の意味さえ知らない。こうした現実の下で、内は政府に対して、民義を伸べ、外は世界に向かって「国権」を張るために努力することが政治団体の責任である<sup>41</sup>と梁は論じた。しかも、梁は政聞社設立の必要性を闡明するとともに、政聞社の綱領について「1、国会制度を実行し、責任のある政府を建設する。2、法律を改定し、司法権の独立を強化する。3、地方自治を確立し、中央地方の権限を正す。4、外交を慎重にし、対等の権利を保持する」<sup>42</sup>と説明している。この四つの綱領は内政と外交の両面を含んでおり、とくに注目されるのは、第1項、即ち国会速開に対する決意である。梁は「政聞社宣言書」と同じ日に発表した「政治与人民」において、清政府の予備立憲に対する誠意について、不信感を示しつつ、「立憲政治の専制政治に勝る理由は、国民が政府を監督し、政府が人民に対して常に責任を負うことにあり、そのため、国民は政治が自分自身と極めて大切な関係があることを確認する必要がある。更に、立憲政治が結果を得られるかどうかは、結局、国民の政治に対する熱心さ、具体的に言えば、国民が憲法や国会を要求することができるかどうかによって決められる」<sup>43</sup>と述べた。このときの梁は以前のように人民の後進性を批判するより、むしろ人民を激励し、動員するという積極的な態度を取るようになった。

しかし、この前の『開明専制論』において、梁啓超は人民程度の不足説を強調した。この梁の論点について、楊度は批判し、梁の開明専制の非現実性を指摘した<sup>44</sup>。楊度は「今の政府は、専制をしようとするのであれば、人事（筆者注：人間の努力でできる限りのこと）としてできるが、開明をなそうとすれば、天事

(筆者注：人間の努力では及ばないこと)としてできない。なぜか。英米政府の下には中国人民は絶対いないし、中国政府の下には英米の人民は絶対いない。人民の程度と政府の程度は空気と温度計のようにまったく差異はない。どんな国の政府もその人民を代表するに足りないと言うことはないからだ。……思うに、政府は人民によって成り立っているし、政府中の権力者(中人)は人民の中から求められるのであって、開明的な人民を養成することができないなら、どんな方法を用いても政府を開明にすることができない。吾が友、新会の梁氏は中国の政府が開明専制を行うことができるのなら、当然人民の程度を進歩させることができるはずだと言っているが、私に言わせれば、開明的な政府によって人民を開明にするより、開明的な人民を求めて、政府が開明にならざるをえないようにするほうがよい<sup>46</sup>と述べている。つまり、楊度の考えでは、中国人民の程度は中国政府と対応するものであり、欧米各国の人民の程度に対応するものではない。今人民の程度が尚不足しており、中国政府の程度が既に合格していると言うのは、根拠のない話である。

周知のように、1906年から1907年にかけて、梁啓超の『新民叢報』は同盟会の『民報』と真っ向から対立する論戦を展開した。楊度も1907年1月に『中国新報』を創刊して改良主義の立場に立って、革命派の主張にも賛成せず、梁啓超の主張にも同調せず、立憲の具体化を求め、国会を召集して国是を定めることを主張した。楊度は「国会速開論」の口火を切った人と言えよう。『中国新報』に「金鉄主義説」(『中国新報』第1号-第5号、1907年1月20日～5月20日)を発表した楊度は、「ビスマルクの「鉄血主義」が既に時代に合わず、今日のあらゆる軍事的な活動は、その本質が経済活動である。いわば「経済的軍国」主義

の時代なのである。だから中国もこの路線を歩むことが求められる<sup>46</sup>と論じた。楊度はこの「経済的軍国」主義を「金鉄主義」と称した。金とは金銭(経済)、鉄とは鉄砲(軍事)を意味する。楊度の「富国強民」「経済軍国主義」に立つ政治改革の目的は、責任の負える政府を作り出すことであった。楊度はこの文章の中で、共和制と開明専制の両者いづれに対しても反対するとともに、中国の一般人民が国会開設を要求できる程度にまで至っていないと認識しながら、「中流社会」が国会開設の力となることに期待している。楊度は「どんな国でも、その国の事業の原動力は常に中・上流社会にあるが、中・上流の合計は国民全体の中では常に少数派である。若しこの少数の人が心一つにして前進すればどんなことでも必ずできる。……中国の国会開設は全国人民の共通の利益である。もし中・上流社会がこれを主張すれば、そのほかの人が反対しないことは明白である<sup>47</sup>と主張している。即ち楊度は、多数派の一般人民の程度は少数の「中・上流」人民と同じでなくてよいと主張し、人民の程度を論じようとすれば、少数者である中・上流社会の程度が達すれば、国会を開く条件も既に備えていると主張した。

1907年4月、楊度は梁啓超あての私信の中で、「私の考えでは、(あなたが)『新民叢報』や、『時報』が協力しもつばら国会開設の件だけを取り上げ、論陣を張り、二、三ヶ月続ければ、国会の問題は必ず社会において簡単で且つ重要な問題になる<sup>48</sup>と説き、「開国会」というスローガンで輿論を作り、国民を喚起するべきであると勧め、また「吾輩は民党である以上、我々に従って政府に反対しようと国民にアピールするしかなく、政府と国民を裁定する立場に立って、公平な議論を行うことはできない<sup>49</sup>と、国民を批評するより、批

判の矛先を政府に向けるべきだと梁啓超に提案した。当時革命派との論戦の泥沼に陥っていた梁は楊度への返信において、「もっぱら国会を開議することを提唱するのは、簡単直截な主義を用いて、国民の心理を一つの方向に収斂して、それによってずばりと急所を突く効果をあげようとするもので、誠に良策である。私はこれに従うつもりである」<sup>50</sup>と述べ、楊度の意見を受け入れ、批判の矛先を国民から政府に向けようとする見方を示した。これ以降、梁は開明専制論を放棄し（一時的に）、国会を速やかに開き、立憲政治を実行するよう取り組んでいる。要するに、梁啓超が開明専制から国会速開論へと転換した要因は、清政府の予備立憲の動きとそれに伴う政治情勢の変化は勿論であり、それに加えて楊度の影響もあったと考えられる。

## 2、「開明専制論」と「人民程度不足」論に対する反省

先にすこし触れたが、梁啓超が執筆した「政聞社宣言書」の中心的内容は国民を動員し、速やかに国会を開き、責任のない政府を責任のある政府に改造し、立憲を実行するということである。ここで梁の言う政府を改造するとは、無責任の政府を責任を果たす政府に、また君主に責任を負う政府を国民に責任を負う政府に改造するという意味である。また、誰が政府を改造するかについて、梁はまず君主による政府改造論と、一、二の有力な大官僚が君主を導くことによって政府を改造する、という二つの誤った観点を批判している。二つの観点は結局政府を改造するには、君主に望むしかない点では同じであると梁は述べ、このような政府改造の精神は本来間違っていると指摘した<sup>51</sup>。梁啓超は当時の中国には開明的な君主は出現することが難しく、またビスマルクやナポレオンのような人

物もいないと認識するようになった。この点からみて、それは梁啓超の自己否定、つまり自分の開明専制論への否定であると言えるであろう。そのみならず、梁は改めてそのひたすら種族問題に着眼し、政治問題を後回しにする革命派を批判した。梁啓超によれば、今日の政府を改造するには、国民に頼らなければならない。立憲政治は国民政治であるから、国民政治の実現は、国民自身に求めるしかない。そのため、国民は政治を軽視すべきではなく、政治上の能力を養うべきである。梁はさらに「国民の程度が不足しているため、ただ座してその程度が達するまで待っていれば、その後立憲が可能になる」<sup>52</sup>という考え方は間違っていると指摘し、また「立憲を高談し、国民の程度が同じではない（不一）ことに注目しないのも、亦愚かである」<sup>53</sup>と述べ、故に、「各国は予備立憲の時でも、立憲を実行した後も、切実に国民の程度を進歩させ、助長させることに力を入れないものはない」<sup>54</sup>と強調した。梁啓超はここで明らかに、国民程度の向上を「座して待つ」論の傾向を批判するとともに、国会を設立し、人民の程度を高めるために努力する必要があると主張した。そして留意すべきことは、梁はここで『開明専制論』における、人民程度が不足しているという理由で国会開設が時期尚早であるという自分の主張を反転させ、国民の程度は国会があつてこそ高められると認識するようになった、という点である。

このように、梁は「政聞社宣言書」のなかで、彼がそれまで主張した「開明専制論」と「人民程度不足」論について、「昔主張していた開明専制論は、反って「専政遊魂の後援」になり、而して国民程度説は、なお無責任の政府の言い訳になるため、国民と連携して、この言を雪ごうとする」<sup>55</sup>と反省している。その後、梁啓超は清末の立憲運動に加わり、批

判の矛先を政府に向け、国会の速開を主張するようになった。1908年2月、梁啓超は政聞社を上海に移し、積極的に各省の立憲派と連絡を取り、速やかに国会を開くよう清政府に請願した。さらに1908年7月に、政聞社は憲政編查館<sup>56</sup>に打電して、三年のうちに国会を召集するよう要求した。

梁啓超はかつて「中国歴史上之革命研究」(『新民叢報』46・47・48合刊号、1904年2月14日)において、泰西の革命と中国の革命の特色を比較した上で、西洋の革命は中等社会が主導するが、中国の革命は上等社会か下等社会が主導し、中等社会の革命が存在しないと述べた。梁によると、ヨーロッパの社会革命はつねに中等社会によって遂行される。また革命の最大の原因は生計の問題にあるため、中等社会は生計問題を中心として革命遂行の主体的な階級勢力になりうる。梁啓超はこの文章の中で、中等と下等の区分に戸惑いながら、「上等社会とは、本朝(筆者注：その国家の権力を及ばす空間、異朝と対置される)土地を私有し、人民の上に鎮座するものであり、兵をあげるのは(起事者)善良の市民ならば、中等といい、盗賊ならば、下等と言う<sup>57</sup>と説明している。梁啓超のロジックでは、中国に中等社会の革命が存在しないのは、中等社会そのもの(市民)が存在しないからで、中国が歴史上に繰り返された革命の循環を飛び越えようとするならば、中等社会を育成しなければならない。中等社会そのものが弱体であれば、国民を導くことができないことになる。我が国では西洋の市民に匹敵する階級が存在しなかったため、梁啓超は結局のところ学者、言論人、学生などの中等社会に期待せざるをえない。たとえ中国の中等社会の実態について楽観できないとしても、一般の人民に比べれば遥かに上流にあると、梁啓超は考えたのであろう。このような梁啓

超の中等社会に対する理解は、後の国会速開論における「中等社会」への評価につながるようになった。

### 3、中等社会の「程度」の問題

1906年9月に予備立憲の上諭が発布されて以降、立憲運動は大いに展開されるようになった。予備立憲公会(張謇、鄭孝胥)、憲政公会(楊度)、政聞社(梁啓超)等の立憲団体が各地に結成され、清朝が推進する立憲化政策を批判し、国会の早期開設を求める活動を展開した。1907年7月、清朝が憲政に関する上奏を許可すると、憲政講習会をはじめとして立憲団体や官僚及び留学生等が国会の速開を求める請願書を相次いで提出し、12月には予備立憲公会、憲政公会等の立憲団体が、国会速開を求める署名を集め、北京に赴いて政府に請願するよう呼びかけ、1908年夏には各省の請願代表が北京に赴いて国会速開の請願運動を展開した<sup>58</sup>。

そうした流れの中で、1908年8月、清政府は「欽定憲法大綱」と「逐年籌備事宜清單」を公布し、予備立憲の期間を9年と定めた。つまり9年後の1917年に国会を開設することを明示した。しかしそれと同時に、国会の速開を求める請願運動は、清政府の深刻な不安を引き起こした。1908年7月25日と8月13日に、清政府は、政聞社社員法部主事の陳景仁が、国会の早期開設を要求し、更に考察憲政大臣の于式枚を攻撃する上奏電報を打ったという理由で、政聞社の活動を禁止する上諭を下した<sup>59</sup>。梁啓超はやむを得ず、政聞社を解散したが、今後の立憲運動の発展について、引き続き理論上の指導を行っている。清政府が政聞社を禁止したのは、国会請願運動の発展を抑制するためであると言える。ところで、清政府が「憲法大綱」と9年後に国会を開設することを公布してまもなく、光緒

帝（1908年11月14日）と西太后（翌日）が相次いで死去した。そのため、西太后の遺詔によって、溥儀が宣統帝として即位し、父の醇親王載灃を監国摂政王とすることになった。

1908年の国会速開運動は政聞社の禁止によって、一旦終息した。しかし、載灃が監国摂政王になると、集権政治を大に行ったため、梁啓超と立憲派人士を失望させるようになり、1909年末から1910年にかけて四回の国会請願運動が行われた<sup>60</sup>。1910年1月30日に、請願が清政府に却下されたため、第一次国会速開請願運動は失敗した。そして、6月27日に第二次請願も同じ理由で失敗した。第二次請願運動が失敗した後、梁啓超の政府に対する批判の論調は次第に厳しくなっていった。国会の速開をめぐる問題、言い換えれば、9年後に国会を開設するか、それともそれを早めて開設するかという問題と、憲政の準備を政府が主導するか、それとも国民の意見をできるだけ取り入れるかという問題について、梁啓超は「国会期限問題」（1910年3月）において、政府による準備立憲が始まってから既に三年間経ったが、それが何の効果もなく、有名無実のものであると指摘し、政府が立憲する誠意を持っていない以上、国民の方から、国会の速開を要求すべきだ<sup>61</sup>と述べた。

特に1910年8月、梁は『国風報』第17期に掲載した「論政府阻撓国会是非」において、国会と人民程度について、自分の意見を示した。上述のごとく、清政府は「人民程度不足」を口実にして、第一次と第二次国会請願運動を却下したが、梁は清政府の口実について、次のように反論した。「我が国の現在の人民程度は東西の立憲国に比べて、実に低いということを認めているが、しかし、それは国会の速開を阻止する口実とはならない。人民程度とは、全国のすべての人の程度を指す以上、官吏も此の人民の範囲に入れるべきで

ある。官吏と非官吏は人である以上、かつ共に中国人である以上、程度がもともと不足している非官吏が官吏に一変すると、その程度が遂に合格になる、というのはありえない話である。また、人民程度の「不一」は国会の「病」にならない。政教がどんなに修明であろうとも、全国人民の程度を同じにすることは到底できない。当世の国会が、代議制度を採用するのみで、人民がそれぞれ自分より賢くて知識を持つ人を選挙し議員とする以上、被選挙人の程度は恒に選挙人より高い（被選人之程度恒加選挙人一等）、これは各国の通例である。人民の程度が不一であるからこそ、代議制度は円満に行われる。今日政府官吏の程度はたとえ一般人民より高いとはいえ、その差がそれほど大きくない。更に、議員の中堅となる者は、東西洋に留学し、法政を学び、政治知識を持つ人である。このような政治知識を持つ人は国会の速開によって招集され、その才能が鍛錬されれば、国の棟梁になるはずである。加えて、国民は生計上自給してなお余りがあり、少数の優秀の民は衣食のために心配せず、前後の余裕を得て国家に尽くすことができるのである<sup>62</sup>。梁の考えでは、人民の程度は現政府に対応するものであり、人民の程度が政府を監督するのにすでに合格している。さらに、人民の程度が同じではないからこそ、国会の代議制度を運用することができる。また智力を持ち、経済的にも余裕を持つ「少数の優秀之民」が議員の中堅になるべきであった。

梁の「論政府阻撓国会是非」が発表される前に、1910年7月に、「国会請願同志会意見書」が『国風報』の第9期に掲載された<sup>63</sup>。梁自身は「論政府阻撓国会是非」の末尾において、「国会請願同志会意見書」を合わせて見ると、彼の意見をより正確に理解することができる<sup>64</sup>。実は早くも1906年、

予備立憲の上諭が發布されてまもなく、上諭の「人民程度」について質疑する人（署名蕤照）が出現した。この人は1907年『東方雑誌』に「人民程度之解釈」という文章を発表した。彼は、程度を言うからには、必ずその程度の基準を定めなければならない。今その基準が存在せず、只（人民）の程度を非難するばかりでは、人民はどうすればいいか全く分からない。この問題（程度の基準の設定）はついに解決することの難しい問題である<sup>65</sup>と言った。1910年の国会請願運動に対して、清政府は猶「人民程度不足」を言い訳として、第一次と第二次の国会請願運動を却下した。「人民程度不足」を責任逃れの口実にする清政府に対して、立憲派は猛烈に攻撃し始めた。そもそも人民程度が不足しているから、直ちに国会を開くことができないという考えは立憲派の意見である。例えば、梁啓超は戊戌変法から開明専制論（1906年）に至るまで、ずっと国会開設の漸進論を主張し、民智が開かれてから、立憲政治を実行しようと強調した。しかし、1907年以後、梁は批判の矛先を政府に向けてから、朝廷のこのような言い訳に対して到底容認できないことになる。梁自身の言葉を借りて言えば、「故に、人民程度不足の説に関して、外国人がその理由でわれわれを嘲笑することは許されようが、人民が自身を励ます理由とすることは認められるが、唯政府の諸官吏の口からそれを出すことは許されない」<sup>66</sup>。

それでは、「国会請願同志会意見書」において、清政府の「人民程度不足」説に対する反論はどう主張されているのか、概略しておく。まとめてみれば、以下の二つの反論がある。第一に、人民程度の「足」と「不足」は、必ず一つの基準によって定められなければならない。吾が人民の程度を欧米の人民の程度によって量ってはいけない。なぜか。吾

が国会は欧米政府を監督しないからである。また、官吏の程度によって吾が人民の程度を量ってはいけない。なぜか。我が国の官吏は官吏になる前、そして退官した後、いずれも民である。第二、人民というのは、一般の無識無知の人民を指すが、しかし、国会の議員は、一定の程度ある人に限られ、人民のすべてが議員になるわけではない。それに、議員を選挙する人に、法令上の制限があり、全ての人民は議員を選挙する資格を持つわけではない。現在議員は四民之秀であるから、その程度は国会を開くレベルにすでに達している<sup>67</sup>。「意見書」の人民の程度に関する見解と梁啓超の意見を合わせて見れば、両者はほぼ同じであると言える。彼らの言う「人民」とは全ての人民を指すのではなく、少数の「一定の程度ある」人民であり、中等社会のことになる。

かつて『開明専制論』において、梁の共和制と君主立憲は両方とも今日の中国に適用せず、開明専制を実行すべき理由の一つは、人民の程度が未だ合格であるとは言えず、議会政治を運営する能力がないからである。梁啓超からすると、数百年の間、専制政体の下にいた人民は自治の習慣に乏しく、「団体の公益」も知らず、ただ「個人主義」を持って、「その私を営む」ことを知るのみである<sup>68</sup>。梁は人民の程度を向上させ、国民として十分な資格を身につけたところで国会を開くというように考えている。すると、「開明専制論」における梁啓超の言う「人民」は、のちに清政府が口実とする「人民程度不足」の人民である。言い換えれば、「開明専制論」で梁の言う「人民」と清政府の言う「人民」は、「無識無知之民」という一般の人民を含む全中国人民であると言えよう。しかし、国会請願運動時期において、立憲派であろうと、梁啓超であろうと、いずれも清政府の「人民程度不

足」説を批判し、人民の範囲を相当程度縮小した上で、一部の人（中流社会）の程度が合格すれば、国会を開く条件にすでに達していると強調した。つまり梁のいう国会を開くことのできる人民は全ての中国人ではなく、一部の人（少数優秀之民）に限られるのである。

もしも、「開明専制論」における中等社会の役割は、梁啓超のように、言論活動に従事することによって、国民を導く役割に任じると共に、政府に開明専制を勧告する責任を持つことだとすれば、「国会速開論」における中等社会は、どういう役割を果たすべきか。言い換えれば、中等社会に依拠しつつ、どのような手段で国会を成立させるか、この問題について、梁啓超は人民による要求という答案を出した。梁啓超は、真の立憲を実現するためには、人民の具体的な立憲の内容についての要求を突きつけることが必要であると主張した。梁啓超は「立憲の端緒は常に君主ではなく、人民にあり」<sup>69</sup>と主張し、また、国会選挙をするなら、制限選挙となるだろうと指摘している。実は、「新民説」以来、開明専制を主張しようと、国会速開を主張しようと、梁啓超の思想の中に貫かれるのは、中等社会は貧弱ではあるが、一般人民より素質が上にあるため、「政府を監督し、国民を導く」責任を負うべきという視点である。その意味において、梁啓超の視点は中等社会側に置かれていたと見ても間違いがないであろう。その後、梁の中等社会論は時代により若干の変化を見せたものの、梁啓超が一般の中国人民を歴史の推進力あるいは政治の担い手として評価したことはなく、中等社会（または以上）の人々こそが政治の主体となることが鮮明に表されているのである。

## 四、中堅階級と賢人政治

### 1、虚君共和制の破産と再び開明専制の提唱

1911年10月、中国南方各省の保路運動（清政府の鉄道国有化令に対する民衆蜂起）が武昌起義を連動し、清王朝の終焉を告げる辛亥革命が起こった。一方、梁啓超は、革命後、立憲政治の機会が到来したと見て、国内の情勢の変化を深く見守った。武昌蜂起が起こった後、新中国の誕生はもはや時間の問題であり、その将来の政治形態は君主立憲か、それとも共和制かが、重要な課題になってくる。南北両派を説得するために梁は、君主制と共和制の折衷案である虚君共和制を打ち出した<sup>70</sup>。1911年11月、梁は「新中国建設問題」を発表し、アメリカの共和制など、六種の共和政体の中で、イギリス式の虚君共和政体が最も中国に適していると説く。梁啓超の考えでは、たとえ「装飾品」でも、君主は内乱の防止と民衆の教化善導とに、皇室維持費以上の効用を発揮するはずである。また「虚君」の候補者として、現皇室とともに、孔子の末裔である衍聖公も取り上げたが、結局衍聖公より、現皇室のほうがよい<sup>71</sup>と結論した。梁は革命派と袁世凱の両陣営の間に立って、自らの虚君共和の理論で第三勢力の結集に力を入れた。そして、働きかける対象は、袁政府内部の立憲派をはじめ、革命党内の温和派、及び清朝の旧臣（総督、都督、巡撫）である<sup>72</sup>。梁は「虚君共和」の主張を発表した後、人を国内に派遣し、各方面と連携して、成果が上がるよう望んでいたが、しかし結局、革命派のほうは主張や立場の違いでそれを受け入れず、袁世凱の方も、別に図るものがあるので、ごまかすばかりであった。1912年、南北和議が成功し、溥儀が退位したため、虚君共和が存在する理由はなくなった。このようにして、梁啓超の「虚君共和」の政治構想は

表舞台から消え去った。

中華民国臨時政府が成立した後、当面の中国では、どのような共和政体を建設すべきか、中国が採るべき体制は単一国家体制なのか、それとも連邦制なのかという問題について、梁は「新中国建設問題」において、結局単一国家体制を採用すべきだと主張した。「吾国が今日要求するところは、まず強くて有力な政府を得ることである」<sup>73</sup>と梁が強調したように、中国の歴史に鑑みて、単一国体を採用することによってこそ、強力な中央政府が得られ、国も存続を図ることができる、と梁は主張した。中国には当面の間強力な政府が必要であるという梁の主張は、袁世凱が中華民国臨時大總統に就任した後（1912年2月）も変化せず、そして、それが『中国立国大方針』（1912年4月）の主張につながるようになったこの時においても、アメリカの民主共和政体はやはり中国に適さないと痛感した梁は、中華民国臨時政府の成立に伴って、民主共和政体に敢えて賛成しなかったが、同調せざるをえなかった。梁は、歴史の展開を左右することができなかったが、中国の国情に適合する民主共和国の設立に努力している。「平心をもって論ずれば、辛亥革命に意外な勝利を獲得したのは、我々がその全てをなし遂げたわけではない。正しく言うならば、我々が清を滅ぼしたのではなく、清が自ら亡びたのである。……今日我国の時勢は、すでに共和に定まっている。我が国が果たして共和に適するかどうかは、これは天のよく我を限るところのものではなく、ただ、我、みずから認めなければならない。その成るかどうかは、ただ政党にかかっている」<sup>74</sup>と述べているように、梁は中国式の共和方案を計画している。この中国式の共和方案、つまり梁の構想とは、まとめて見れば、二つの内容になる。一つは、保育政策（干渉政策）が実行されるべ

きであり、そのために、強力な政府を建設しなければならない。二つは、強い政府を樹立するために、政党内閣が必要である。つまり袁世凱総統のもとで、旧官僚派と旧立憲派及び旧革命派における政治思想を有する穏健派の協力により、政治運営をしていくべきで、また政党内閣と大政党制を打ちたてるべきである<sup>75</sup>。要するに、いかにして強い政府を作るかが、梁啓超の共和国建設プランの中心課題として設定された。

1912年2月23日、梁は袁世凱宛の書簡のなかで、開明専制を実行する必要性について、「政党に関する議論は今国中で盛り上がっている。しかし今日のように、民智が低く、民徳も薄いという状況の下に、果たして健全な政党を生み出せるかどうか、これは別の問題である。要するに、共和を政体とした以上、多数の輿論の擁護がなければ、有力な政治家にはなれないのであり、そのことは言わなくても明らかである。善く政を為すものは、裏では輿論の主人となりながらも、表では輿論の僕を自任することによって、一定の成果を上げることができる。今後の中国では、開明専制を行わなければ、整った政治を確立することができないであろう。開明専制と輿論への服従は、その方法は正反対であるが、しかし共和国にあっては、輿論への服従という名の下でなければ、開明専制の実をあげるができない」<sup>76</sup>と述べている。この私信から見て、梁啓超は袁世凱を明確に支持し、開明専制の担い手として袁世凱に大きな期待を寄せたことが明白であろう。開明専制について、梁啓超はすでに革命か改革かをめぐって、革命派との論争を展開した際、『開明専制論』（1906年1月-3月）という文章で主張していた。しかし、その後、国会速開と責任内閣を要求する立憲運動が高揚すると、梁は開明専制論を撤回し国会速開論へと転換した。



ところが、中華民国成立後、梁は再び開明専制の実施を提唱した。彼は「欧洲政治革進之原因」(1913年)という文章の中で、西洋の有力な国家の政治が発展したのは「国民の品性」が優れていたからで、その要因の一つとして開明専制を挙げ、開明専制を経て憲政が実現すると指摘し、そして中国で開明専制を実行しなければならないのは、立憲政治を実行できる人民を育成するためであると主張した<sup>77</sup>。辛亥革命後の梁の建国の基本構想は、政党政治による議院内閣制の樹立により近代国民国家を作ることであった。しかし彼の現状認識からあきらかなように、当面の現実政策は、袁世凱に期待し、開明専制によって、強い政府を建設することを望むことであった。梁のいう「保育政策」であろうと、強力な政府の建設であろうと、事実上の開明専制の政策であると言えよう。楠瀬正明の言葉を借りると、梁啓超は君主制であれ、共和制であれ、立憲政治を実現するために、開明専制が必要であると捉えたわけで、この点では君主立憲の準備と位置づけられた開明専制と共和制での開明専制は基本的に同じ役割を果たすものである。異なるのは、開明専制の担い手が清の為政者から袁世凱へと代わったことである<sup>78</sup>。このように梁啓超の提唱した開明専制論は袁世凱の専制支配を擁護する理論的基礎となった。

なぜ梁啓超は再び開明専制を提唱したのか、その一つの要因は彼の現状認識と民族危機に対する認識である。もう一つの要因は彼の「民」に対する捉え方であったと思われる。『開明専制論』(1906年1月-3月)の中で既に見たように、梁啓超は中国人民には立憲政治を実行する能力がないことを主要な論点としていた。では、そのような能力を持つ者はいかなるものなのか?辛亥革命後の1913年、梁は「多数政治之試験」の中で、先の「思想を

持つ中等社会」という概念につなげて、「中堅階級」という概念を提出した。この「中堅階級」とは何か。梁啓超は「私が言う中堅階級は、必ずしも家柄のことを言うのではない。要するに、国の中に、少数の優秀で名誉もあり身分も高いという人々があり、これらの人々は次第に無形の団体を形成し、社会的に特別な資格を有すと公認されるとともに、国家の運命と深くかかわり、それによって多数の国民を率いることになる」<sup>79</sup>と解釈する。梁によれば、智者が愚者を、賢人が不肖を支配すれば世は治まるが、逆に愚者が智者を治め、不肖が賢人を治め、群愚、群不肖を集めて政治を行えば、多数政治の禍は洪水、猛獣より激しい、故に理想上の最も円満である多数政治は、事実上少数が多数を支配することである<sup>80</sup>。民国の政治は多数人の政治であるが、しかし多数政治がうまく治まるのは「中堅階級」(少数優異名貴之輩、賢人)が多数の国民を率いるためである<sup>81</sup>。つまり、大多数の国民こそが理論では共和国の主体ではあったが、彼らは事実上政治客体と位置づけられ、政治の主体はあくまでも「中堅階級」の人々になる。梁のこの立憲政治を実現させる方案—開明専制論は、事実上、少数の智者が多数の愚者を統治する「賢人政治」<sup>82</sup>であると言えよう<sup>83</sup>。

中堅階級(この少数優異名貴之輩)は中国の民主政治の希望として期待される。しかし、民国初年、才能・学識がある者は政治の一方に心を傾けて他を顧みず、単に官途に就くことだけを考え、あるいは民間に取り残された無数の士人や学者なども官途に進出しようとした。このような政治偏重の気風の中で、中国の中堅階級は国の運命には終始無関心であり、また賄賂が大に行われるといった事態が進行する。こういう事態に直面して、梁啓超は非常に心を痛め、「欧洲政治革

新之原因」において、中堅階級の「品性」が国家の栄恥と深く関係していると指摘する一方、国の中堅地位を占める上流社会の品格の卑しさを強く批判している<sup>84</sup>。さらに、「痛定罪言」（1915年）において、中国の人民が善良か否かについて、梁は「大多数の地位の低い人民は、その九割が善良である。少数の地位が高く優れた人民は、その九割が善良ではない。故に中国の将来の希望はだれによって維持されるか、他でもなく素朴な人民である。而してこの一線の希望が誰によって台無しにされてしまうのか。士大夫と号称する吾輩（梁自身を含む）である（全国中上等社会之人）」<sup>85</sup>と述べた。民国政治の失敗を検討するにあたって、その失敗の要因の一つとして、社会の中堅である士大夫の腐敗墮落を挙げ、士大夫の「自新革面」を、梁啓超は強く呼びかけている。

## 2、開明専制論から社会教育へ

辛亥革命後、梁啓超は当面、袁世凱に依存して、強い政府を作り、保育政策（開明専制）を実施して中国を近代国民国家へと導くことを構想していた。しかし、袁世凱の専制独裁が強化されるに伴い、1914年の後半、梁は開明専制を次第に主張しなくなり、「社会教育」の救国主張を提出した。

実は、1914年春から、章士釗、朱執信などは「人治」を否定する立場に立って、「開明専制論」を批判し、開明専制は人治政治である以上、制度的に専制の性質を変えることができず、ただ開明というスローガンで専制を実行するのみであると強調するとともに、共和を断固として守らなければならないという姿勢を示した。章士釗、朱執信らの開明専制に対する批判は、人々の袁世凱への幻想を消滅させ、国民の民主意識の向上に非常に役に立った。しかし、一方、梁啓超は章士釗、朱

執信らの開明専制に対する批判について、一言の反論も行わなかった。それは梁啓超がそれらの批評を受け入れたということではない。当時の梁は開明専制を用いて袁世凱を「政治の軌道」に導こうとしたが失敗し、逆に袁世凱に利用されているという苦悶に陥っていた。にもかかわらず、公に袁世凱に反対しようとはせず、現状を維持することを望んでいる。この窮地を脱するために、梁は開明専制論を避けて、「社会教育」という救国の主張を提出するようになったのである<sup>86</sup>。

辛亥革命以後の政治的混乱により、人々の間には、政治活動に対して幻滅が広がり、政治運動から社会活動へ人々の目は転じていった。当時の知識人の多くは、政治や社会の混乱の原因を求めようとしており、政治と社会の違いに気づき始めていた。梁啓超は、『大中華』雑誌の発刊辞（1915年1月）において、「今日の政治が理想上の政治とは大きくかけ離れていることを認めて、中国が今日のように病膏肓に入ったのは、国中の聡明で才知ある人々がこぞって政治に殺到してしまうため、社会事業の方面は人材皆無となる。現在の政務に適した人材を養成しない以上、百年経過しても、政治が根本から改善される見込みは到底ない」<sup>87</sup>と述べ、救国の道は社会事業に従事することだと論じ、政治活動から社会事業へ転じることを公言した。1915年といえば、この年は、梁啓超が政治状況の現場において、擁袁から反袁へと転換した時期であった。梁はこの年、相次いで「吾今後所以報国者」、「政治之基礎与言論家之指針」、「傷心之言」などを著し、政治生活を断念し、今後はおっぱら社会事業と教育事業に従事しようと決意した。しかし、ここで注意しなければならないのは、梁啓超は中国の中堅階級（中上等社会）の政治偏重と国家の運命に対する無関心さを厳しく批判したものの、結局のとこ

ろ、それが中等社会、あるいは中堅階級の奮起を促すための批判であった、という視点である。即ち、梁啓超の思想の中に、多数の下等社会の人民が依然として政治の主体から外され、たとえ社会活動に従事したとしても、その主体はほかでもなく、智識と教養に恵まれた中等社会（または中堅階級）である、というような思考パターンが表れているのである。

それ以後の梁の歩みは、次のようである。1915年8月以降、袁世凱の帝制運動が表面化すると、湖南時務学堂以来の学生であった蔡鍔とともに、討袁軍を組織し、第三革命を進めた。その後、袁世凱の死後、黎元洪大總統のもとで国会が回復すると憲法研究会を組織し、いわゆる研究系の指導者として活動した。その後段祺瑞内閣のもとで財務総長となったが、わずか4ヶ月で内閣は崩壊し、1918年から自ら政界を離れて、ヨーロッパを視察し、伝統中国の思想や文化の再評価に向かい、学術研究に没頭するようになった。これまでの梁啓超の歩みを振り返ると、戊戌変法以来、直接であろうと、間接であろうと、梁啓超は中国近代の歴史の展開に絡んでいた。梁啓超は若い頃から政治に関心を持ったが、結局政治面での挫折を何度も喫した。自分が政治家の素質を持っていないことを、梁啓超は後年自覚するようになり、自ら政治の世界を離れて、学者としての道を歩むことにした<sup>88</sup>。ただ、梁啓超は儒家の伝統的な「修身齐家治国平天下」の思想の持ち主として、自分の学識と思想を生かしながら世に出るという自負心を持ってはいたが、国家と民族の運命を背負って、一貫して救国の道を探し続けた。梁啓超は近代中国が歩むべき理想像を描き、そしてその理想に向かって懸命に努力を重ねた。たとえ最後に自分の思想を生かして描いた理想が実現しなくても、彼の

思想そのもの、例えば開明専制論、中等社会論などは決して価値がないとは言えないであろう。

## 終わりに

早くも戊戌変法期において、梁啓超は民権と民智を関連させて、民智を開くことを重視し、また民権を興す方法について、一般民衆の政治能力がまだ養成されていない現状の下で、先ず紳権を興すべきだと主張した。日本へ亡命した後、『新民叢報』に『新民説』を掲載し、国家思想や公德などを持つ新民の養成に力を注いだ。1903年以後（アメリカ遊歴以後）、各素質を備える新民の養成が現実にはできないと認識した梁は、その目を中等社会に転じ、中等社会の役割を期待するようになった。1906年頃、中国人民には立憲政治を実行できる能力が欠如していることを理由として、『開明専制論』を提出した。梁啓超の考えでは、開明専制は人民の発達を目的としているので、当面の中国では立憲制への過渡期として開明専制を実行すべきである。中等社会が開明専制において果たすべき役割は主として、政府を監督し、国民を導くということである。その後、立憲運動の高揚に伴い、梁は開明専制論を撤回し国会速開論者に転換したものの、辛亥革命後、再び開明専制の実施を提唱した。同じ開明専制でも、君主制と共和制では根本的に異なるという視点もあろうが、その違い以上に、大多数の人民の程度は未だ不十分であるため、中等社会（後中堅階級、少数優秀之民、少数優異名貴之輩、賢人）が多数の中国人民をリードし、「賢人政治」を行うべきであるという点においては、共通している。

「中等社会」という概念は、中国の20世紀初期に出現した概念である。本稿では梁啓超

の中等社会論をめぐって若干の考察を試みた。ちなみに言えば、1902年ころ、革命派であろうと、改良派であろうと、中等社会という階層に注目し始めた。1905年以後、時間の経過とともに、革命派は自分の所属するグループと民衆の関係を説明するにあたって、中等社会を主眼とする論調を次第に弱めてゆく。それに対して、体制内の改革を主張する立憲派の人士は中等社会という概念を活用し、国民国家の建設という課題において、中等社会の役割に期待するようになった。

前節で指摘したように、楊篤生は「下等社会と提携して、上等社会を矯正する」と並んで、「上等社会を破壊して下等社会を庇護し育てること」が中等社会の責任であると説明している。つまり、楊篤生は中等社会は上等・下等社会と隔絶したものではないと、中等社会と上・下等社会の関係を指摘すると同時に、中等社会そのものの自覚を促したのである。梁啓超も一般の人民を政治的に無能力だと見なし、中等社会の役割を訴えている。20世紀初頭の中国における中等社会の性質を見ると、本来複雑な実体である中等社会は、その政治傾向において改良を志向するものと革命を志向するものに二大別される。故に、中等社会は上等社会とも接近しうる可能性もあり、下等社会の人民とも接近しうる可能性もある。それと同時に、下等社会の一般民衆から乖離しうる可能性もあり、上等社会を批判しうる可能性もある。ただ、明らかなように、梁啓超のいう中等社会であろうと、中堅階級であろうと、いずれも政治上には改良派である。そういう中等社会の上下に揺れると

いう性質よりも、梁啓超は「政府を監督し、国民を導く」という中等社会の果たすべき役割をより重視している。また、「開明専制」を提唱する梁啓超の主観意図は立憲政治の実現を図ることであった。つまり、開明専制を唱えることは、中等社会を中心とした立憲政治を実現するためであるとも言える。

梁啓超は終始暴力革命を否定し、革命によらずして、中国を救う道を模索していた。近代国民国家の建設において、中等社会は権力の集中（専制）を批判する政治活動をもたらず（政府を監督すること）とともに、立憲制や議会制の発達を促すエネルギー源にもなりえた。そのみならず、中等社会はたとえ不十分であっても、国事に用いても差し支えなく、彼らを除いて国民を指導するものは他にはない、というのが梁啓超の中等社会論の実質である。さらに、一般の中国人民は歴史の推進力あるいは政治の主体から外され、中等社会こそが政治の主体であるという梁の考え方から見て、彼の治国理念は儒家の「賢人政治」の理念であることが窺える。梁啓超は後年、『先秦政治思想史』(1922年)において、「儒家は健全な人民が存在しない限り、健全な政治が存在し得ないと深く信じているため、政治を論じるにあたり、唯多数人の政治道徳、政治能力、及び政治習慣を養成することに努めた」<sup>89</sup>と指摘した。要するに、修身齊家治国平天下という能力を備えた「中等社会」が政府を監督し国民を導く役割を果たすことによって国家を治める、という賢人政治理念<sup>90</sup>は、梁啓超の著作において、明確にその姿を現した。

## [注]

- <sup>1</sup> 『新民叢報』は1902年2月の創刊から、1907年11月にかけての約5年間に、96号まで刊行された。そうした中で、『新民説』はその創刊号（1902年2月8日）から第72号（1906年1月9日）にかけての論説欄に掲載された一連の文章である。ただ、梁啓超のアメリカ訪問をきっかけに（1903年2月-12月）、『新民説』はそれまで『新民叢報』に毎号連載されたが、それに対して、訪問後に書かれた「第十八節 論私徳」以下は、断続的に掲載となり、結局「第二十節 論民気」（『叢報』第72号、1906年1月9日）を最後に断りなく停止された。『新民叢報』はその後一年間半刊行されたが、梁啓超が革命派との論争に集中しているため、性格も大きく変わるようになった。
- <sup>2</sup> 「立憲法議」1901年6月7日、『清議報』第81冊、『飲水室合集』-『文集』5、林志鈞編、上海中華書局、1932年、5頁参考。『飲水室合集』は『飲水室文集』と『飲水室專集』から構成された合集であるため、以下には略称として、『文集』或いは『專集』と記す。
- <sup>3</sup> 「政治学大家伯倫知理學説」、『新民説』第38-39号、1903年10月4日、『文集』13、86頁。坂出祥伸の考察によると、この発行月日は信用しがたい。この論文は、梁のアメリカ遊歴から帰って後のものであると判断した。（坂出祥伸『中国近代の思想と科学』、同朋舎、1983年、348頁、注82参考。）
- <sup>4</sup> 中等社会に関する研究は、以下主なものを掲げておく。陳旭麓は『近代中国の新陳代謝』（上海人民出版社、1992年）において、清末十年間の中等社会を検討し、この概念の内包と外延について分析した。最近の研究では、桑兵は「拒俄運動与中等社会的自覚」（『近代史研究』、2004年第4期）において、この概念における発展の脈絡を論じた。楊小輝は「覚醒与呐喊—20世紀初新知識階層的“中等社会”論説」（『生命、知識与文明』、2009年）の中で、伝統的な紳士階層が近代の知識分子へと転換する過程において、いかに自我認識を突破し、新しい自我認識が生ずるかを検討した。
- <sup>5</sup> 「論近世国民競争之大勢及中国前途」、『清議報』30冊（1899年10月15日）、『文集』4、56頁。
- <sup>6</sup> 『新大陸遊記』、張品興ほか編『梁啓超全集』第2冊、北京出版社、1999年、1179頁。
- <sup>7</sup> 「論私徳」〔『新民叢報』38・39号（1903年10月4日）、40・41号（1903年11月2日）、46・47・48号（1904年2月14日）〕に連載。狭間直樹の考察によると、この頃『新民叢報』の奥付記載の刊行年月日と実際の出版時間との間にはズレがあったらしく、いずれも1904年に入ってから発行であったと推定される。具体的には狭間直樹編、『共同研究 梁啓超：西洋近代思想受容と明治日本』（みすず書房、1999年）の「付録2」参照。また坂出祥伸も、「論私徳」は梁が日本に帰来して後の作と推定している。（坂出祥伸『中国近代の思想と科学』、同朋舎、1983年、351頁注124参考。）
- <sup>8</sup> 『新民説』-「論私徳」、『新民叢報』38・39号（1903年10月4日）、40・41号（1903年11月2日）、46・47・48号（1904年2月14日）、『專集』4、130頁。日本語訳は、高嶋航記注『新民説』、平凡社、2014年、390頁参考。
- <sup>9</sup> 『新民説』第十九節「論政治能力」、『新民叢報』49号、62号、（1904年6月28日、1905年2月4日）『專集』4、156頁。日本語訳は同前高嶋航書、472頁参考。
- <sup>10</sup> 「雅典小史」、『新民叢報』19号、1902年10月31日、『專集』16、9頁。
- <sup>11</sup> 「敬告留学生諸君」、『新民叢報』第15号、1902年9月2日、『文集』11、21頁。
- <sup>12</sup> 「敬告我同業諸君」、『新民叢報』第17号、1902年10月2日、『文集』11、36頁。
- <sup>13</sup> 愛国青年『教育界之風潮』巻2、李新主編『中華民国史』第1編、中華書局、1981年、149頁。
- <sup>14</sup> 楊毓麟（1872-1911）、字篤生、湖南長沙人。彼は戊戌の時変法派として活動しており、1902年に日本に渡り、革命派へと転進していく。革命家としての思想形成は主に日本に留学してからなされた。彼は「民族主義之教育」（『遊学訳編』第10期、1903年9月）において、「下等社会は革命事業の中堅であり、中等社会は革命事業の前列である」と述べ、自ら中等社会の一員として、中等社会の革命事業における主体的役割を強調し、中等社会の自覚を促した。
- <sup>15</sup> 楊篤生「新湖南」、張梅・王忍之編『辛亥革命前十年時論選集』第一巻（下冊）、生活読書新知三聯書店、1963年、615頁。
- <sup>16</sup> 前掲書『辛亥革命前十年時論選集』第一巻（下冊）、629頁。
- <sup>17</sup> 陳旭麓著『中国近代社会的新陳代謝』、上海人民出版社、1992年、267頁。
- <sup>18</sup> 桑兵「拒俄運動与中等社会的自覚」、『近代史研究』、2004年第4期、162頁。
- <sup>19</sup> 磯部敦「〈中人〉の諸相—福沢論吉「ミヅルカラッス」を中心に」、磯部敦：叙説（奈良女子大学日本アジア言語文化学会）第39号、2012年3月、8-9頁。
- <sup>20</sup> 福沢論吉は『学問のすゝめ』の第五編に「ミヅルカラッス」に言及した。彼は次のように述べている（引用にあたって、読みやすいように筆者が句読点を加える。）「右に論ずる所を以て

考れば、国の文明は上政府より起る可らず、下小民より生ず可らず、必ず其中間より興て衆庶の向かふ所を示し、政府と并立して始めて成功を期す可きなり。西洋諸国の史類を案ずるに、商売工業の道一として、政府の創造せしものなし、其本は皆中等の地位にある学者の心匠に成りしものゝみ。蒸気機関は「ワット」の発明なり、鉄道は「ステフェンソン」の工夫なり、始めて経済の鉄則を論じ、商売の法を一変したるは「アダムスミス」の功なり。この諸大家は所謂「ミッツルカラッス」になる者にて、国の執政に非ず、亦力役の小民に非ず、正に国人の中等に位し、智力を以て一世を指揮したる者なり」（『福沢諭吉全集』第三卷、岩波書店、1969年、39頁）、さらに、「我国の文明を進めて其独立を維持するは、独り政府の能くする所に非ず、又今の洋学者流も依頼するに足らず、必ず吾輩の任ずる所にして、先づ我より事の端を開き、愚民の先を為すのみならず、亦彼の洋学者流のために先駆して其向ふ所を示さざる可らず。今我輩の身分を考ふるに、其学識固より浅劣なりと雖ども、洋学に志すこと日既に久しく、此国に在ては中人以上の地位にある者なり。」（『学問のすゝめ』第四編、『福沢諭吉全集』第三卷、岩波書店、1969年、31頁。）

福沢は『学問のすゝめ』だけではなく、『文明論之概略』においても、「ミッツルカラッス」論を展開している。彼は次のように言う。「蓋し此市民の相集て群を成すや、其初に於ては決して有力なるものに非ず。野蠻の武人昔年の有様を回顧して、乱暴掠奪の愉快を忘るゝこと能はずと雖ども、時勢既に定れば遠く出るに由なく、其近傍に在て掠奪を恣にす可き相手は、唯一種の市民あるのみ。市民の目を以て封建の貴族武人を見れば、物を売るときは客の如く、ものを奪はるときは強盜の如くなるが故に、商売を以て之に交ると雖ども、兼て又其乱暴を防ぐの備を為さざる可らず。（中略）殆ど立君独裁の体なれども、唯市民の権を以て、更に他人を選挙して、之に代らしむるの定限あり。（中略）、市民相集て公会を結び、其勢力漸く盛にして、一時は八十五邑の連合を為して王侯貴族も之を制すること能はず、更に条約を結て其自立を認め、各市邑に城郭を築き、兵備を置き、法律を設け、政令を行ふことを許して、恰も独立国の体裁を成すに至れり。」（『福沢諭吉全集』第四卷、岩波書店、1969年、166-167頁）

また、「昔日は封建の貴族をのみ恐れたりしが、世間の商工次第に繁昌して中等の人民に権力を有する者あるに至れば、亦これを喜び或は之を

恐れざる可らず。（中略）近世に至り英佛其他の国々に於て、中等の人民が次第に富を致して隨て又其品行を高くし、議院等に在て論説の喧しきものあるも、唯政府の権を争ふて小民を压制するの力を貪らんとするに非ず、自ら自分の地位の利を全ふして他人の压制を压制せんがために勉強するの趣意のみ」（『福沢諭吉全集』第四卷、岩波書店、1969年、184頁、188頁）。

以上の引用で見られるように、「ミッツルカラッス」を説明するにあたって、福沢は「中人」、「中等」という言葉を用い、近代的ミッツルカラッスは、次第に富を蓄え、その品行を高くし、自分の地位を全うするために中央の圧制に抵抗して戦う自律的な存在であると説明した。

<sup>21</sup> 丸山真男氏は、福沢諭吉の「市民」という概念に対する正しい理解を高く評価し、「市民」という概念を今日の我々が理解しているのと同じ意味で使用したのは福沢諭吉が最初であった、と述べている。（丸山真男『文明論之概略を読む』下巻、岩波書店、1986年、37頁、117頁）。

<sup>22</sup> 「中国専制政治進化史論」、『新民叢報』第8、9、17及び49号、1902年5月、6月及び1904年6月、『文集』9、80頁。

<sup>23</sup> 同上、82頁。また、「座談会 東アジアの近代と梁啓超 下」『みすず』471号、2000年6月、44頁参考。

<sup>24</sup> 同上「中国専制政治進化史論」、『文集』9、83頁。

<sup>25</sup> 「論専制政体有百害于君主而無一利」、『新民叢報』21号、1902年11月30日、『文集』9、101頁。

<sup>26</sup> 同上、『文集』9、90-101頁。

<sup>27</sup> 『新大陸遊記』『梁啓超全集』第2冊、北京出版社、1999年、1179頁。

<sup>28</sup> 狭間直樹『共同研究梁啓超：西洋近代思想受容と明治日本』、みすず書房、1999年、96頁。

<sup>29</sup> 高柳信夫「梁啓超「開明専制論」をめぐって」、『言語文化 社会』1号、2003年、67頁。

<sup>30</sup> 「開明専制」と「非専制」の優劣について、梁の基本的な考え方は、「優」か「劣」かではなく、「適」か「不適」によって判定すべきであるというものであった。このような考え方の根底には「ダーウィンは、生物学の公例を説いて優勝劣敗を言ったが、スペンサーはこれを適者生存という言葉に置き換えた。その意味は、適するものは劣であっても優、適さないものは優であっても劣ということであろう。従って、我々がことを論ずる場合には、優ばかりを求めておらず、ひたすら適を求めなければならない」という適者生存の考え方である。具体的には梁啓超「開明専制論」一第6章「論適用開明専制之國與適用開明専制之時」、『文集』17、34頁参照。

- <sup>31</sup> 梁啓超『開明専制論』の冒頭、『文集』17、13頁。
- <sup>32</sup> 東京大学法学部の憲法学講座教授である寛克彦は、当時法政大学清国留学生法政速成科でも憲法を教えている。受講者には「開明専制」をめぐる、梁の論敵となる汪兆銘がいた。
- <sup>33</sup> 丁文江・趙豊田編『梁啓超年譜長編』、上海人民出版社、1983年、366頁。
- <sup>34</sup> 梁啓超は『開明専制論』一第8章「論開明専制適用於今日中国」（『新民叢報』第75号、1906年2月23日、『文集』17、67頁）の第1節「中国不能实行共和制之理由」について、次のように説明している。「ある人はこう言っている。今の中国は三人以上の団体がなく、一年持ちこたえる党派はない、と。今後いくらか進歩するかもしれないが、しかしそれはわずかであろう。憲法が發布されれば、君主（制）であろうと、共和（制）であろうと、必ず政党が生まれるであろう。そのときわが議院の党派の状況がどのようになっているであろうか。今世界で政党の最も多いといわれているのはオーストリアに勝るものはない。議院に席を占めるものは、凡そ18党であり、議院総数425人の中で、最大の党は60人を占めるに過ぎない。最小の党に至っては、4人があり、天下に不思議だと称されているものである。もしわが国で議院を開けば、議院に500人がいるとして、其の党の数は必ず100を超えて、最大の党は2、30人を超えず、一党で一人が最も多くなるに違いないと、私は思う。（梁啓超注：開明専制の訓練を経てのち10年経ってから、議院を開けば、このようなことにならない。もしもすぐ革命を行い、革命後に議院を召集すれば、このような現象は必ず免れえない）……このように私はもう一つの前提を得る。つまり、中国の国民には、まだ議院政治を行う能力がないということである。だから私は毅然として次のように断言する。故に今日の中国国民は共和国の資格を持っていない、今日中国の政治は共和立憲制を採用すべきではない。」
- <sup>35</sup> 「暴動与外国干涉」、1906年7月6日、『新民叢報』第82号、『文集』19、54頁。
- <sup>36</sup> 有田和夫『清末意識構造研究』、汲古書院、1984年、170頁。
- <sup>37</sup> 「答某報第四号对于『新民叢報』之駁論」（『新民叢報』79号、1906年4月24日、『文集』18、88頁）梁は次のように述べている。「吾所論我國民对于現政府所当行者、本有二大方針。一曰勸告、二曰要求。勸告者在開明専制、而所要求者在立憲」（我が国民が現政府に対してなすべき事として、私が論じていることには、固より二大方針がある。勸告するところは開明専制にあり、要求す

る所は立憲にある）。

- <sup>38</sup> 同上、88頁。
- <sup>39</sup> 同上、91頁。
- <sup>40</sup> 梁啓超が「開明専制」の必要性を強く主張していたのは、大体において、1906年前半期のみであり、その後、国会速開と責任内閣を要求する立憲運動が高揚するに伴い、相対的に立憲の要求の重要性が強調されるようになった。特に1906年9月1日に「予備立憲」の上諭が發布されて以降、梁啓超が「開明専制」の必要性を強調して論ずることは殆どなくなった。
- <sup>41</sup> 「政聞社宣言書」、『政論』1907年10月7日、『文集』20、19-24頁。または、永井算巳『中国近代政治史論叢』、汲古書院、1983年、290-291頁参考。
- <sup>42</sup> 同上、『文集』20、25-27頁。
- <sup>43</sup> 梁啓超「政治与人民」、『政論』1907年10月7日、『文集』20、18頁。
- <sup>44</sup> 楊度からすれば、「開明専制」は専制であるからには、全ての権力を君主一人に預けることに変わりはない。まして開明か開明でないかは専制と立憲のように明確な基準があるわけではない。その上、今日の清政府は責任を負わない「放任政府」である。「仁民愛物」の精神は八股文の中で使われるだけで、現実の政治に用いられることがない。開明的な政治の保証を誰にも何処にも期待できない状況で、それを主張するのは抽象的で、非現実的な議論と言わねばならない。さらに、「程度」とは先天的なものでない以上、教育による養成ということが必然的に出てくる。「程度不足」論は「教育不足論」に他ならない。（具体的には佐藤豊「楊度の『金鉄主義説』について」、『愛知大学研究報告』46（人文社会科学篇）、1997年、114-115頁参考。）
- <sup>45</sup> 楊度「金鉄主義説」、劉晴波『楊度集』、湖南人民出版社、1986年、241頁。日本語訳は、佐藤豊「楊度『金鉄主義説』について」（愛知教育大学研究報告（人文社会科学編）、1997年3月、115頁）参考したが、適宜訳語を変えた。
- <sup>46</sup> 同上、224-225頁。
- <sup>47</sup> 同上、345頁。日本語訳は同前掲佐藤豊の論文、115頁参考。
- <sup>48</sup> 『梁啓超年譜長編』、398頁。
- <sup>49</sup> 同上、403頁。
- <sup>50</sup> 同上、395頁。
- <sup>51</sup> 「政聞社宣言書」『政論』1907年10月7日、『文集』20、19-20頁。
- <sup>52</sup> 「政聞社宣言書」、23頁。
- <sup>53</sup> 同上、23頁。
- <sup>54</sup> 同上、23-24頁。
- <sup>55</sup> 同上、28頁。

- <sup>56</sup> 憲政編查館の前身は考察政治館（1906年設立）であり、清政府が予備立憲を推進するために設置した機関である。1907年8月、考察政治館は憲政編查館に改称された。
- <sup>57</sup> 「中国歴史上之革命研究」、『新民叢報』46・47・48合刊号、1904年2月14日、『文集』15、34頁。
- <sup>58</sup> 耿雲志「論清末立憲派の国会請願運動」、『中国社会科学』、1980年5期。
- <sup>59</sup> この二つの上諭は、光緒三十四年六月二十七日上諭と光緒三十四年七月十七日の上諭のことを指す。具体的に『梁啓超年譜長編』、468頁参照。
- <sup>60</sup> 1910年6月27日、第二次請願を却下する上諭が發布された後、請願代表は来年つまり1911年の旧暦2月に第三次請願を行うことを決めた。しかし、第二次日露条約、日韓合併条約の調印がきっかけとなり、第三次国会請願は時期を早めて1910年10月のはじめに行われることになった。資政院から国会速開の請願書の上奏を受けた清政府は、11月4日に予備立憲期9年を5年に改めて、つまり1913年に国会を開設する上諭を公布した。国会の開設を3年短縮することを約束した11月4日の上諭において、清政府は同時に国会請願代表たちの北京からの退去と請願代表団の解散を命じた。そのため、北京の請願代表団は解散したが、請願運動を推進してきた勢力の内部が分裂し、宣統5年（1913）の国会開設を受けるグループと、あくまで国会の速開を求めるグループとに分裂していった。結局、第四次請願運動は東三省や直隸省を中心に展開された。（具体的には、楠瀬正明「清末の国会速開運動と日本のジャーナリズム—大阪朝日新聞を中心にして—」、『長崎大学教育学部社会科学論叢』第70号、2008年、22-26頁参考）
- <sup>61</sup> 「国会期限問題」1910年3月11日、『国風報』第3期、『文集』25（上）、74-76頁。
- <sup>62</sup> 「論政府阻撓国会是非」、1910年『国風報』第17期、『文集』25（上）125-129頁。
- <sup>63</sup> 1909年12月中旬、全国の諮議局代表は上海で会議を開き、「国会請願同志会」を設立することを決定した。徐佛蘇は梁の意に従って、この会議に参加し、北京で国会の速開の請願運動に参加した。（李華興・呉嘉勳主編『梁啓超選集』、上海人民出版社、1984年、899頁）
- <sup>64</sup> 梁啓超「論政府阻撓国会是非」、1910年『国風報』第17期、『文集』25（上）、129頁。
- <sup>65</sup> 張梅・王忍之編『辛亥革命前十年時論選集』第二卷（下冊）、生活・読書・新知三聯書店、1963年、623頁。
- <sup>66</sup> 梁啓超「論政府阻撓国会是非」、1910年『国風報』第17期、『文集』25（上）、126頁。
- <sup>67</sup> 「国会請願同志会意見書」、『国風報』1910年7月23日、『辛亥革命前十年時論選集』第三卷、614-615頁。
- <sup>68</sup> 『開明專制論』一第8章「論開明專制適用於今日中国」（『新民叢報』第75号、1906年2月23日）、『文集』17、50頁。
- <sup>69</sup> 「申論種族革命与政治革命之得失」（『新民叢報』76号、1906年3月9日）、『文集』19、27頁。
- <sup>70</sup> 虚君共和の首唱者は実は康有為である。1911年の10、11月に、康は「救亡論」、「共和政体論」などを発表した。特に、「共和政体論」において康有為は詳しく虚君共和の主張を論じた。
- <sup>71</sup> 「新中国建設問題」、1911年11月、『文集』27、43-47頁参考。
- <sup>72</sup> 姜克実「辛亥革命と犬養毅（二）—梁啓超、岑春煊工作—」、『岡山大学文学部紀要』第62号、2014年12月、132頁。
- <sup>73</sup> 「新中国建設問題」、1911年11月、『文集』27、34頁。
- <sup>74</sup> 「中国立国大方針」1912年4月作、『文集』28、76-77頁。
- <sup>75</sup> 「中国立国大方針」、『文集』28、46-76頁。
- <sup>76</sup> 『梁啓超年譜長編』、617頁。
- <sup>77</sup> 「欧洲政治革進之原因」、『文集』30、43-44頁。梁啓超は開明專制を実行する必要性について次のように言う。「政治は絶対の美がなく、もし上帝に請いて常に賢聖な元首を降して開明專制を行わせることができれば、これを絶対の美とすることができるが、これはもともと望むことができないことである。もしそのような人でなければ、虎に翼をつけて飛ばせるように、もともと強い力を持っているものはさらに力をつけることになる。故に、今世政治の軌道は、最終的に立憲に帰する。一度開明專制を経たことのない国に俄に立憲を語ろうとすると、これは軍隊にまだ入らない人に兵を論ずると同じように、その章を成そうとしても、その道がないのである。」
- <sup>78</sup> 楠瀬正明「中華民国初期の梁啓超と第一国会」、『史学研究』206号、広島史学研究会、1994年10月、26頁。
- <sup>79</sup> 「多数政治之試験」1916年5月16日『庸言』第1巻第12号、『文集』30、35-37頁。
- <sup>80</sup> 同上、35-37頁。
- <sup>81</sup> 同上、34-37頁。
- <sup>82</sup> 「賢人政治」を言及するにあたって、この問題を研究している横山宏章の研究（『中華民国—賢人支配の善政主義』、中央公論社、1997年）はその代表的なものである。横山宏章は、孫文の三序構想（軍政→訓政→憲政）の提出も、梁啓超の「開明專制」の提出も、中国の知識人に共通する



愚民観（中国人民は議会政治を実行する能力がない）に由来すると指摘する一方、この愚民主義に基づいた「賢人支配」の為政観は中国の政治を拘束すると主張している。

- <sup>83</sup> 中華民国成立後、梁の「人民程度」についての考え方は、「人民程度不足」論に貫かれている。例えば、1913年3月、梁啓超は「説幼稚」において、中国人はなお幼稚の国民であり、その性質は「稚子」のように、感情が動きやすいし、研究力と推進力が欠乏し、破壊好きで、行動において規則がないなど、様々な欠点がある一方、教導しやすい、取り締りしやすい（易部勒）という二つの長所がある。故に、幼稚な国民を大人へと成長させるためには、我がいう「保育政策」で世の中が称している「開明専制」を実行しなければならない。保育の開明専制こそ、実は幼稚な国民の唯一の要求であると強調した。（「説幼稚」1913年『庸言』第1巻第8号、『文集』30、45-51頁。）
- <sup>84</sup> 「欧洲政治革進之原因」『文集』30、43-44頁。
- <sup>85</sup> 梁啓超「痛定罪言」1915年6月20日『大中華』第1巻第6期、『文集』33、8頁。
- <sup>86</sup> 具体的には徐宗勉「失敗者的探究—1913-1915年間關於中国如何實現民主政治的討論」、『歴史研究』、1984年4期、29-31頁、36-37頁参考。

- <sup>87</sup> 「大中華発刊辞」、1915年1月20日、『大中華』第1巻第1期、『文集』33、89-90頁。
- <sup>88</sup> 梁啓超は1921年12月20日の北京高等師範学校平民教育社の公開演説の中で、これまでの自分の歩みを反省し、特に政治と学問の関係について説明した。「私は一生生活の源泉を興味に求め、学問に対しても政治に対しても興味が濃厚である。両者を比べてみると、学問のほうが濃い。私はよく少し清らかな政治の下で、学者として生涯を送りたいと夢見ている。ただ、もし私が政治のことを見も聞きもしないならば、それは責任逃れだと思う。私は「私」がやるべきことが、二十代のときの勇気を回復させ、学者の生涯を貫く政論家になることだと思っている。」（具体的には「外交歎内政歎」、前掲『梁啓超全集』第6冊、3410頁参考）
- <sup>89</sup> 梁啓超『先秦政治思想史』、前掲『梁啓超全集』第6冊、3644頁参考。
- <sup>90</sup> 梁啓超は1918年政界を離れて以降、それまで提唱してきた「賢人政治」について反省し、「全民政治」（梁啓超の『欧遊心影録』の言葉）を提唱するようになった。ただ、「賢人政治」から「全民政治」への思考の変化は、梁啓超の儒家の「賢人政治」の理念からの脱皮を意味するのか、こうした問題点については続稿に譲りたい。